

令和5年 第12回登別市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月25日(月) 14時00分から14時30分

2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室

3 出席委員(6人)

会長	9番	山下	篤
委員	3番	大平	幸司
	4番	近井	一夫
	5番	古町	綾
	7番	田中	美智子
	8番	熊谷	源

4 欠席委員(3人)

委員	1番	井野	嘉久
	2番	佐々木	優
	6番	三原	一英

5 議事日程

第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名

第2 議案第20号 農業経営基盤強化促進法附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権)

第3 議案第21号 農業経営基盤強化促進法附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権)

第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権)

第5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権)

第6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃借権)

6 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 光夫

総括主幹 西本 利博

主査 松井 隆行

主査 高橋 洸太

7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和5年第12回総会を開会いたします。

本日は、1番井野委員、2番佐々木委員、6番三原委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中6名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。

まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議事録署名委員は、7番田中委員、8番熊谷委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 議案第20号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案第20号は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による賃借権の設定に係る計画の決定について、審議を求めらるるものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市■■■■の■■■■氏、利用権の設定をする者は、登別市■■■■の■■■■氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市■■■■、地番が■■■■、地目は公簿が牧場で現況が畑、面積は■■■■m²、賃貸借の期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年間となっております。

借主の状況についてであります。経営面積は■■■■m²、労働力は男が■■人、女が■■人、労働従事日数は年間延べ■■

■日、家畜は■頭、農機具はトラクターが■台、ローラーが■台、モアコンが■台、レーキが■台、テッターが■台となっております。

利用権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の2ページから4ページに記載のとおりであります。

説明は以上となります。

議長 ただいま、議案第20号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、採決します。

議案第20号について、願出のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第20号はそのように決定します。

次に、日程番号第3 議案第21号から、日程番号第6 議案第24号までの議案4件、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題とします。

また、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、近井委員は議事に参与することができないため、近井委員には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

(近井委員は退席)

会議を再開します。事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案第21号から議案第24号は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による賃借権の設定に係る計画の決定について、審議を求めるものであります。

また、議案4件につきましては、共に、本年12月31日をもって賃貸借の期間が満了となるため、再設定を行うものであ

ります。

初めに、議案第21号についてご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、登別市■■■■の■■■■氏、利用権の設定をする者は、登別市■■■■の■■■■氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市■■■■、地番が■■■■、地目は公簿・現況共に畑、面積は■■■■ m^2 、賃貸借の期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年間となっております。

借主の状況についてであります。経営面積は■■■■ m^2 、労働力は男が■■人、女が■■人、労働従事日数は年間延べ■■日、家畜は■■頭、農機具はトラクターが■■台、ロールベアラーが■■台、ディスクモアが■■台、ロータリテッダが■■台、レーキが■■台、ラップマシンが■■台、マニアスプレッダが■■台、タイヤショベルが■■台となっております。

次に、議案第22号についてご説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、借主の状況につきましては、議案第21号と同じ内容であります。

利用権の設定をする者は、登別市■■■■の■■■■氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市■■■■、地番が■■■■、地目は公簿・現況共に畑、面積は■■■■ m^2 、

賃貸借の期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年間となっております。

議案第21号と議案第22号に係る土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の7ページから9ページに記載のとおりであります。

続いて、議案第23号についてご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、借主の状況につきましては、議案第21号及び議案第22号と同じ内容であります。

利用権の設定をする者は登別市■■■■の■■■■氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市■■■■、地番が■■■■、地目は公簿が原野で現況は畑、面積は■■■■ m^2 、賃貸借の期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■

月■■■日の■■■年間となっております。

利用権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の11ページから13ページに記載のとおりであります。

最後に、議案第24号についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、借主の状況につきましては、議案第21号から議案第23号と同じ内容であります。

利用権の設定をする者は登別市■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■氏、利用権を設定する土地は4筆で、所在は4筆共に登別市■■■■■■■■■■となっており、1筆目は、地番が■■■■■■■■■■、地目が公簿・現況共に畑、面積が■■■■■■■■■■㎡、2筆目は、地番が■■■■■■■■■■、地目が公簿・現況共に畑、面積が■■■■■■■■■■㎡、3筆目は、地番が■■■■■■■■■■、地目が公簿・現況共に畑、面積が■■■■■■■■■■㎡、4筆目は、地番が■■■■■■■■■■、地目は公簿が原野で現況が畑、面積が■■■■■■■■■■㎡、賃貸借の期間は、4筆共に、令和■■■年■■■月■■■日から令和■■■年■■■月■■■日の■■■年間となっております。

利用権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の15ページから17ページに記載のとおりであります。

説明は以上となります。

議 長

ただいま、議案第21号から議案第24号までの議案4件について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

それでは、採決します。

はじめに、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第21号は、そのように決定します。

次に、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第22号は、そのように決定します。
続いて、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第23号は、そのように決定します。
最後に、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第24号は、そのように決定します。
ここで、暫時休憩します。

(近井委員は着席)

会議を再開します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和5年第12回農業委員会総会を閉会します。